

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

F U J I 健康保険組合

最終更新日：令和7年07月02日

# 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	被保険者、被扶養者ともに健診受診率は高いが、被扶養者においては一定数の経年未受診者がおり対策が必要。	➔ 未受診者の未受診理由を分析し、受診勧奨を継続する。
No.2	平均年齢の上昇に伴い保健指導対象者数が増加傾向。リピーターも6割近く存在している。また「流入」群には一定数の「新40歳」がいる。事前の流入予測が可能な新40歳については対策を講じることが可能であり、具体的な事業へ繋げていく必要がある。	➔ 対象者の特徴を分析し、新たな支援方法も検討する。若年者や予備群に対し、将来的なリスクを低減させる取り組みを行う。
No.3	他健保と比べ40代後半～50代の加入者構成割合が高く、生活習慣病の重症化予防に向けた取り組みの推進が必要。生活習慣病リスク分布では正常群の割合は減少し、治療放置群（治療中断疑含む）や重症化群の割合が年々増加している。	➔ 生活習慣病の治療放置群（治療中断疑含む）には対象者本人に状況を確認し、本人の判断によって放置している場合は受診を促す。重症化群には重症化予防プログラムの利用を促す。
No.4	医療費の構成割合において「新生物<腫瘍>」が常に上位であり、今後も増加していくことが想定されるため、早期発見、早期治療を目指した対策が必要。	➔ がん検診の受診勧奨と、有所見者の再検勧奨を実施する。
No.5	運動をしている方の割合が他健保と比べ低く、メタボ率も上昇傾向。意識変容、行動変容を促す取り組みが必要。	➔ 運動する機会の提供を増やしたり、運動活動に対しインセンティブを付与するなどして運動習慣のある人を増やすことでメタボや生活習慣病を減らす。
No.6	腎症病期に該当する人数は年々増加傾向であり、人工透析導入の防止に向け、病期進行の食い止めにに向けた対策の強化が必要。	➔ 腎症ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けるように受診を促し、疾病の重症化を防ぐ。
No.7	定期的なメンテナンスが必要な歯科について、一定数の経年未受診者があり、歯周病の悪化が懸念される。歯科医療費は年々増加傾向であり、高額化している。	➔ 経年未受診者や問診で所見のある人へ受診勧奨を実施。
No.8	ジェネリック数量比率は目標の80%は超えているが、他組合と比べ低い状態。	➔ 継続的な啓蒙活動の実施。
No.9	薬剤処方において有害事象の発生リスクが高まる「6剤」以上の併用が見られる加入者が多く存在する。	➔ 有害事象が疑われる加入者に対し、服薬の適正化を図るための介入を行う。

基本的な考え方（任意）
-

## 特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健康診査（被保険者）	対応する健康課題番号	-
-------	--------------	------------	---

↓

事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	生活習慣病の有病者・予備群の早期発見、改善を図る。						
方法	対象者への健診案内は2月にメールで実施。自身で希望する契約健診機関の予約し4～7月の期間に受診。事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックに含めて実施し結果を収集する。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体制	事業所と共同事業として実施。	内臓脂肪症候群該当者割合(男性)	15.5%	15.0%	14.5%	14.0%	13.5%	13.0%
		内臓脂肪症候群該当者割合(女性)	3.8%	3.8%	3.3%	3.3%	2.7%	2.7%
		若年層の保健指導該当者割合	10%	9%	8%	7%	6%	5%
		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		特定健診実施率	99%	99%	99%	99%	99%	99%

  

実施計画		
R6年度	R7年度	R8年度
事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。	事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。	事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。
R9年度	R10年度	R11年度
事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。	事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。	事業主が行う社内定期健診や健保が行う生活習慣病健診・人間ドックと併せて実施する。

2 事業名 特定健康診査(被扶養者)

対応する健康課題番号 No.1

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	対象者へは2月に被保険者経由で案内し、希望する契約健診機関で4～7月(共同巡回健診は8～1月)の機関で受診し結果は健診機関から収集する。パート先受診の場合は結果が揃っていた方にはクオカード等のインセンティブを進呈する。
体制	被保険者と同じ契約健診機関で同じ時期に受診していただけるようにしている。

事業目標

生活習慣病の有病者率、内臓脂肪症候群割合、対象者率の減少。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	内臓脂肪症候群該当者割合	5.0%	4.8%	4.6%	4.4%	4.3%	4.1%
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	85.0%	85.2%	85.4%	85.6%	85.8%	86.0%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。	契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。	契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。
R9年度	R10年度	R11年度
契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。	契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。	契約健診機関や巡回健診で行う生活習慣病健診・人間ドックで実施する。パート先での結果も収集する。

3 事業名 特定保健指導(被保険者)

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：基準該当者
方法	健診結果をシステムに登録後対象者を抽出。面談案内や継続支援の連絡は社内メールを使用して実施。面談は就業時間内で実施。健診当日に初回面談を健診機関で受けたり、希望する方は外部の支援を受けることも可能。
体制	保健指導が始まる7月頃に社内通達を配信し、事業所の理解を得るようにしている。現場が多い工場の上司へは業務に影響が出ないよう事前に離席予定を連絡する。年度内に終了できるよう意識する。

事業目標

生活習慣病リスク保有者の生活習慣・健康状態の改善。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	16.5%	16.0%	15.5%	15.0%	14.5%	14.0%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	35%	35%	35%	35%	35%	35%
	2kg2cm減達成者割合	30%	30%	30%	30%	30%	30%
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	80%	80%	80%	80%	80%	80%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。	就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。	就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。
R9年度	R10年度	R11年度
就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。	就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。	就業時間内の面談や健診当日の初回面接、その他外部機関の利用で参加を推進する。

4 事業名 特定保健指導(被扶養者)

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：34～74、対象者分類：基準該当者
方法	契約健診機関にて健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。
体制	契約健診機関や外部の指導機関と保健指導契約を結び、保健指導を受けやすい環境を提供。また12～1月頃を目途に保健指導未受診の対象者へ健保から個別に資料を送付し保健指導の利用や生活習慣の見直しを促す。

事業目標

生活習慣病リスク保有者の生活習慣・健康状態の改善。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導対象者割合	7%	7%	7%	6%	6%	6%
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	35%	35%	35%	35%	35%	35%
	2kg2cm減達成者割合	30%	30%	30%	30%	30%	30%
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定保健指導実施率	40%	40%	40%	50%	50%	50%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。	健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。	健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。
R9年度	R10年度	R11年度
健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。	健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。	健診当日の初回面接やその他外部機関の利用で参加を推進する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	1,937 / 2,046 = 94.7 %	1,938 / 2,046 = 94.7 %	1,940 / 2,046 = 94.8 %	1,941 / 2,046 = 94.9 %	1,942 / 2,046 = 94.9 %	1,944 / 2,046 = 95.0 %
		被保険者	1,400 / 1,414 = 99.0 %	1,442 / 1,457 = 99.0 %	1,400 / 1,414 = 99.0 %	1,400 / 1,414 = 99.0 %	1,400 / 1,414 = 99.0 %	1,400 / 1,414 = 99.0 %
		被扶養者 ※3	537 / 632 = 85.0 %	540 / 633 = 85.3 %	540 / 632 = 85.4 %	541 / 632 = 85.6 %	542 / 632 = 85.8 %	544 / 632 = 86.1 %
	実績値 ※1	全体	1,880 / 1,973 = 95.3 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	1,382 / 1,390 = 99.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	498 / 583 = 85.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	214 / 285 = 75.1 %	209 / 275 = 76.0 %	204 / 265 = 77.0 %	199 / 255 = 78.0 %	194 / 245 = 79.2 %	188 / 235 = 80.0 %
		動機付け支援	113 / 150 = 75.3 %	110 / 145 = 75.9 %	108 / 140 = 77.1 %	105 / 135 = 77.8 %	103 / 130 = 79.2 %	100 / 125 = 80.0 %
		積極的支援	101 / 135 = 74.8 %	99 / 130 = 76.2 %	96 / 125 = 76.8 %	94 / 120 = 78.3 %	91 / 115 = 79.1 %	88 / 110 = 80.0 %
	実績値 ※2	全体	199 / 267 = 74.5 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

#### 目標に対する考え方（任意）

個別に合った生活習慣改善方法を面談の中で見つけ出し、対象者の生活習慣病の発症・重症化を抑制する。要医療者には適切な受診を促す。  
当健保では、生活習慣改善には早期介入が必要かつ効果的と考え、国の指定する範囲を拡大し、被保険者については35歳以上を対象とする。

#### 特定健康診査等の実施方法

- ①2月対象者へ個別に翌年度の健診案内をメール配信し、3月までに個人で契約健診機関へ予約し、予約情報はFormsにて回答していただく。
- ②4～7月の期間で被保険者も被扶養者も特定健康診査項目を含んだ生活習慣病・人間ドックを受診（家族巡回健診は8～1月）  
結果XMLデータは毎月CD等の媒体で受領し、健保基幹システムへ登録・階層化処理を行う。
- ③保健指導対象に該当した場合、被保険者は基本社内で就業中に健康管理栄養士が保健指導を実施し、被扶養者は契約健診機関にて保健指導を受けていただく。

**※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意**

#### 個人情報の保護

当健康保険組合は、FUJI健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。  
当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。  
当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員並びに各事業所の健康管理担当者に限る。  
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

#### その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

当実施計画については3年を目途に評価見直しを行う。  
当健康保険組合と雇用契約している管理栄養士については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。